

「介護保険指定 0170400055」

手稲あんじゅ訪問介護事業所・札幌市訪問介護相当型サービス事業所・小樽市訪問介護相当型サービス事業所

運 営 規 程

社会福祉法人 手稲ロータス会

手稲あんじゅ訪問介護事業所・札幌市訪問介護相当型サービス・小樽市訪問介護相当型サービス運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人手稲ロータス会が開設する手稲あんじゅ訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護・札幌市訪問介護相当型サービス・小樽市訪問介護相当型サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護・札幌市訪問介護相当型サービス・小樽市訪問介護相当型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 指定訪問介護・札幌市訪問介護相当型サービス・小樽市訪問介護相当型サービスの基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

4 指定訪問介護・札幌市訪問介護相当型サービス・小樽市訪問介護相当型サービスの実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を地域包括支援センター等へ報告することとする。

5 指定訪問介護・札幌市訪問介護相当型サービス・小樽市訪問介護相当型サービスの提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 手稲あんじゅ訪問介護事業所
- (2) 所在地 札幌市手稲区稲穂5条2丁目6番1号
(老人保健施設手稲あんじゅ内)

(職員の職種、員数、及び職務内容) (指定訪問介護・札幌市訪問介護相当型サービス・小樽市訪問介護相当型サービスを兼務)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者 介護福祉士及び1級課程修了者 3名

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービス、小樽市訪問介護相当型サービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画・札幌市訪問介護相当型サービス計画・小樽市訪問介護相当型サービス計画の作成等を行うとともに、自らも指定訪問介護・札幌市訪問介護相当型サービス・小樽市訪問介護相当型サービスの提供に当たるものとする。

サービス提供責任者は、次の各号に掲げる業務を行なうものとする。

- ① 指定訪問介護等のサービスの利用申し込みに係る調整をすること。
- ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- ③ サービス担当者会議への出席により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。
- ④ 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助の目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- ⑤ 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- ⑥ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- ⑦ 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- ⑧ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(3) 訪問介護員等 2級課程修了者以上 非常勤14名

訪問介護員等は、指定訪問介護・札幌市訪問介護相当型サービス・小樽市訪問介護相当型サービスの提供に当たる。

訪問介護員等は、次の各号について行なうものとする。

- ① サービス提供後、利用者の心身の状況等についてサービス提供責任者に報告を行なうこと。
- ② 前項第4号に規程するサービス提供責任者からの情報伝達を受けること。
- ③ 前項第7号に規程するサービス提供責任者が行なう研修、技術指導等を受けること。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から日曜日まで通年とする。

- (2) 営業時間
- | | |
|--------|-------------------------|
| 昼夜帯 | 午前8時から午後6時 |
| 早朝・夜間帯 | 午前6時から午前8時及び午後6時から午後10時 |
| 深夜帯 | 午後10時から翌日の午前6時 |

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び費用等)

第6条 指定訪問介護・札幌市訪問介護相当型サービス・小樽市訪問介護相当型サービスの内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準、また、札幌市訪問介護相当型サービスの場合は札幌市、小樽市訪問介護相当型サービスの場合は小樽市が定める報酬単価一覧によるものとし、当該指定訪問介護・札幌市訪問介護相当型サービス・小樽市訪問介護相当型サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護・札幌市訪問介護相当型サービス・小樽市訪問介護相当型サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 事業所から、その経路1kmにつき23円

(2) 事業所から往復を通算し、1km未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 指定訪問介護の通常の事業の実施地域は、札幌市(手稲区、西区、北区)、石狩市(花川地区)、小樽市(銭函地区)とし、札幌市訪問介護相当型サービスの通常の事業の実施地域は、札幌市(手稲区、西区、北区)、小樽市訪問介護相当型サービスの通常の事業の実施地域は、小樽市(銭函地区)とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第9条 個人情報の保護に関しては、個人情報を適切に管理する事を社会的責任と考え、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、「手稲ロータス会個人情報保護規程」を作成して、利用者の権利、利益を保護することに努めるものとする。

2 利用時に個人情報の取扱いについて説明の後、誤解が生じぬよう同意書の署名・捺印を受ける事とする。

(苦情及び相談の対応)

第10条 利用者や家族等から、提供したサービスに関する苦情や日常生活の相談の申出があった場合、サービス提供責任者が適切に対応する。

2 「社会福祉法人手稲ロータス会苦情処理解決規程」に基づいて対応するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり

設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 月2回
 - 2 事業所は、全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。
 - 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人手稲ロータス会と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年9月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

但し、第4条については、平成15年7月1日から施行する。

この規程は、平成16年6月14日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、2019年3月1日から施行する。